

長期履修制度の申請手続きについて

長期履修制度を申請する場合及び期間変更を行う場合は、所定の手続きを行ってください。

なお、申請書類については、学務課（文学部・人文科学府担当）にて配付します。

○長期履修制度について

下記の対象者に該当する者は、通常の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的な教育課程での履修が認められます。この制度を活用することで、留年や休学として取り扱われることなく、修業年限を越えての計画的な履修が可能となり、授業料については修業年限分の総額を長期履修が認められた年数で分割して納入することができます。

○長期履修申請

・対象者

- ① 長期履修学生の申請時にフルタイムの職を有し、長期履修を希望する者（休職者は除く。）
- ② 身体等に障害があるため修学に相当な制限を受けると認められる者
- ③ 大学間交流協定または部局間交流協定に基づき海外の大学へ留学する者
- ④ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象とする新型インフルエンザ等感染症等により修学に相当な制限を受けたと認められた者
- ⑤ その他やむを得ない事情により、修学に相当な制限を受けると認められる者

・提出書類

1. 長期履修申請書（所定用紙）
2. 在職証明書または申請事由を証明するもの（上記①の場合）
3. 医師の診断書又は学生相談室カウンセラーの所見等（上記②の場合）
4. その他申請の事由を証明するもの

○長期履修期間変更

・対象者

現在、長期履修を許可されている者で、その許可期間を変更する者

・提出書類

1. 長期履修期間変更願（所定用紙）